

〈目 的〉

- この制度は、県内の介護事業所等に介護職員として再就職する方に対し、再就職を支援するための準備金をお貸しする事業です。

〈留意事項〉

再就職準備金貸付事業の貸付対象者の基準となる次の要件について

- 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、愛知県福祉人材センター（又は豊橋市福祉人材バンク）に氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、県社協が定める再就職準備金利用計画書を提出した者

（参考：社会福祉法人愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第5 1(4)）

- ① 離職日は、事業所の退職日又は、解雇日になります。
- ② 離職日から再就労までの期間については、一週間をめぐりとして1日以上必要です。
- ③ 離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、愛知県福祉人材センター等への氏名及び住所等の届出又は求職登録が必要となります。

上記の要件を満たさない場合は、貸付対象者として貸付を受けられません。

なお、貸付申請書提出後、本会から事業所へ離職日の確認を行う場合があります。